養蠶組合の本質に就て

野　崎　清

1. 緒　言
2. 養蠶組合の觀念
3. 組合確立の根本要件
　イ、相互扶助の精神（共同の精神）
　ロ、獨立自治の精神
4. 組合の形式
5. 組合の法律上の地位
6. 結語——將來の展望

1. 緒　言

資本主義社會に於ける我々の經濟行爲を支配する原則は、所謂『營利主義』と『需要充足主義』との二である。兩者を比較するに、前者は普遍妥當性の概念として經濟社會の廣き分野を規制してゐるが故に、人々之を以て唯一合理的なるやに認識してゐるに反し、後者の必然性、特殊性は具體的概念として儼存してゐるに拘はらず、一般の意識に上らずに棄てられて居る有樣である。併し我々は現在經濟社會に於て、實際に經驗し把握したる事實から歸納して、後者の實在を否定する譯には往かない。其範疇に屬するものとして小農業と今尙ほ多少殘存してゐる手工業及び家庭工業とを列擧することが出來る。而して前者を賃勞働に依據する『資本主義營利經濟』と稱し得るなら、後者は之を賃勞働者を雇傭せず、主として自家勞働に基く『非營利主義的家族經濟』と云ひ得るであらう。[1]

農民家族經濟を認識するに就て、支配的要件の役割を任ずるものは、小規模經營の農業卽ち小農の存在である。我農業中小農（所謂五段百姓）の占むる地位は其戸數及び耕作反別に於て、全體の約70％に迨び、（註一）決して輕からざる意義を持つてゐる。[2] それは何れも、自家消費を眼目として生產に當り、自給自足經濟卽ち私經濟的範疇の領域を脫してゐない。かゝる自家勞働に依據する小規模農業に於ては其生產の源泉となるものは、家族員の勞働である。從ひて其經營を合理的ならしむる指導原理は、『一年を通じ間斷なく自家勞働を集約的に利用して、年勞働收益を增加せしむる』に存してゐる。言ひ換ふれば、勞働に集約なればなる程又勤勉度を上進すればする程、年勞働收益を增加し得ると云ふに依存してゐる。[3]

註一　(1) 耕作する耕地の廣狹に依り區別したる農家戸數。

年末	5反未滿	5反—1町	1—5町	5町以上	計	同上百分率			
	戸	戸	戸	戸	戸	%	%	%	%
大正13	1.944.663	1.868.794	1.642.810	76.163	5.532.429	35.16	33.78	29.98	1.38
大正14	1.951.156	1.877.185	1.645.298	74.960	5.548.599	35.16	33.83	29.64	1.37
大正15	1.951.380	1.888.723	1.645.897	72.157	5.555.157	35.12	34.00	29.63	1.25

(2) 尚ほ五町歩以上、一町歩乃至五町歩、一町歩以下の耕地を耕作するものを以て、夫々大農中農、及び小農とすれば、大農推測數 132.991 戸(比2.39%) 中農推測數1.599189戸 (比28.64%) 小農實數3.822.977戸(68.97%)となる。

此の理は當然に、養蠶業にも妥當するものであつて、其經營をして有利ならしむる爲には、育蠶に栽桑に勉めて勞働を集約たらしめ、苟しくも勞力を省くと云ふが如き農家經濟の特殊規制に悖る育蠶法は之を儼に戒しむべきである。近時大養蠶地方に夏秋蠶違作の頻出するの慘狀を見聞する。之が原因、蠶種の不良、飼育技術の拙劣、氣象の不順等諸種の作用に基くや勿論であるが、根本的原因は、蠶品種が飛躍的に向上したるに拘はらず、その經營の方式に於て集約ならず、却て粗放に墮し、何等の目的なく勞力を徒らに節約したるに照應することを指摘したい。從ひて私は他の條件の容す限り家族員の勞働に集約なる養蠶經營を行ふことが、蠶作安定、繭質向上を招致するの要諦なることを提唱するものである。又大量觀察に依るも實際の事實が之を教示してゐる。

上の如く家族經濟の理論に順ひて、蠶桑經營の指導原理を編むことが、畢竟、我が養蠶業を殷賑に導く所以であるが、然し是のみを以て萬事を解決する鍵であると爲すべきでない。何故なれば農蠶業は、たとひ非營利的の原則に依つて規制を受けてゐると言ふものゝ、又一面に於て資本主義營利經濟の羈絆を完全に離脱してゐないからである。例へば一般日用品や生產財たる肥料、蠶種、燃料等の購買及び生產繭の販賣は所謂『交換經濟卽ち貨幣經濟』の範疇に屬し、其等の賣買に於ける價格の高低及び交易の巧拙は軈て彼等の貨幣收入に作用を及ぼし、積極的にか消極的にか、その私經濟に影響を與ふるに至るからである。

斯く觀ずれば我國農蠶業は資本主義經濟と家族經濟の二元的特質を具へてゐることが認識せられる。更に之を別辭を以て言ひ表はせば、農蠶業界に於ける家族經濟を純粹培養して、唯それのみと觀念してはならぬ。それで農蠶業から觀れば前者は外部的依存關係に座するものであり、後者は謂はゞ內在的關係に屬するものであると云ふことが出來る。だから我々が養蠶業をして眞に完璧を期さしめむとすれば、之等二方面を均しく合理的に運營し、それを指導的關心とせねばならぬ。私は後者に就ては嘗て多少論ずる所があつた。[1] 前者に就ては沽却すべき商品をば、之を出來る限り高價に、購入すべき商品は之を能ふ限り低廉に賣買するの手段を講ずることが必要とせられる。

此の目的を達成する手段を國家の正しき保護誘掖に求むること、勿論等閑に附すべきでないが根本的には矢張り養蠶家の自助自力の働らきに求め、共同的なる複合經濟形態に俟つべきであると思ふ。

私は自力に依つて此の目的に達する道を開拓する機關として其重責を任ずるものは『農業協同組合』(Agricultural Co-operation.)を措いて他に之なしとするものである。凡そ農業協同組合の使命の一は、瞭に資本主義應化、換言すれば家族經濟たるの特質を有する農民私經濟の微力なる小細胞を結合して、國民經濟の基礎を確立し、之に應化するに依存してゐる。小細胞たる家族經濟が各個に獨立して、偉大なる力を有する資本主義に肉薄するも、到底その牙城に喰ひ入ることは出來ない。[5] 玆に於てか農業組合運動の必要性が生起して來る。

如上の理由から、我が養蠶業に採つても、組合の確立維持は絶對的必要事項でなければならぬ。從ひて或る意味に於ては蠶業の本質から稽へて、將來そが明暗何れに面するも、一に係つて養蠶協同團體の鞏固なる伸展如何に在ると斷定すること、强ち過言であるまい。而して之は獨り經濟的効果を齎らす而已ならず。社會的、道德的効果をも併せ擧げ得るものなることを忘れてはならぬ。[6] 敵を探るに急にして、自己自體に內在する支配的原因を熟慮反省することを怠る場合には、遂に收拾し得ざる結果を將來することあるを思へ。以下組合確立の要素並にその補完的事項に就き卑見の若干を開陳するであらう。

(1) Alexander Tschajanow, Die Lehre von der bäuerlichen Wirtschaft. (Ver Such einer Theorie der Familienwirtschaft in Landbau.) 1923. S. 7.
農學博士 横井時敬著、小農に關する研究(昭和二年)4—8頁
(2) 帝國農會編 中小農保護政策(明治45年)第一卷、29—37頁
(3) A Tschajanow. a. a. O., S. 27
横井博士 同上 8頁
(4) 郡是製絲株式會社蠶事所編、試驗餘錄、(昭和2年)1—29頁
(5) A. Tschajanow,a. a. O., SS 93--109、
横井博士 同上、182—189頁
Harvey W. Peck, Economic Status of Agriculture. (The. Journal of Political Economy. Vol. XXXIV. No.5. 1926. PP. 637—638)
L. Smith-Gordon and C. O'Brien, Co-operation in Denmark. 1919. PP. 56 - 57.62
W. H. Warman, Agricultural Co-operation in England and Wales. 1922. PP. 127—133.
J. A. Venn, Foundations of Agricultural Economics. 1923. PP. 303—304
法學博士 松崎藏之助著、農業と產業組合(大正11年)265—270頁
(6) W. H. Warman, ibid., PP. 6. 8.

2. 養蠶組合の觀念

我々の經濟的活動一般を一層有効ならしむる手段として、各人の選むだ協同團體は謂ゆる『經濟團體』と稱せられるものであつて、譬へば各種の會社「トラスト」「カーテル」同業組合、農會、報德社、無盡講、產業組合及び養蠶組合等之に屬してゐる。之等經濟團體中、茲に問題とせる養蠶組合は、其內容形態に於て著しく他のものとその趣を異にしてゐる。今之等相互間の差異特質を記述するの機會を有たないがゆへに、深入りすることを避けるが、左に資本主義經濟の代表的團體たる株式會社との本質上の相違を少しく敍述して養產組合の觀念を瞭にする。

抑も、株式會社の事業の目的は何所に在るかと云へば、それは『株主卽ち社員自身の事業を直接發達せしめむとするに存せず、會社の事業に由つて彼等に利益を獲得せしめ、出來る限り多くの配當金を得せしめむとする』に依存してゐる。だから株主は單に資金を會社に提供するのみで、株主自體の事業と會社の事業との間には、必ずしも共通する所がない。例へば株主個人の業務は雜貨商であるに拘はらず、その投資會社は製絲業を營むといふが如き類である。然るに養蠶組合に在つては『組合員各自の事業を直接改良發達せしむるが爲めに、組合事業があるのであつて、組合員の事業を離れて、組合の事業はない』のである。廼ち組合事業は各組合員個人の事業が累積結合して構成されてゐるものであるから、這間兩者秋毫も渝る所なく、相互の目的は全く渾然一體となつてゐる。如斯株式會社と養蠶組合とは、根本的に其目的及び形態を異にしてゐるから、前者に於ては自然『株主卽ち社員の金錢の有無』にのみ着眼し、後者に在つては『組合員の品質』に重きを置くと云ふ相違が生じて來る。されば會社に在つては脫退者があつて之に加入せんと欲するも、株式の量的制約を受け、又はその個人の資力乏しきに依り、自由にその利益に與ふることが出來ない。反之、組合では人間としての人格を具備してゐれば、何時でも新たに之に參加し、その恩典に浴し得る。之れ一般に會社は主として『資本の結合』であり、組合は『人の結合』であると唱へられる所以である。[1]

然らば次に、庶民的經濟團體たる『產業組合』との異同は如何かと云へば、私は兩者間に非常に多くの類似點を發見するものである。殊にその根本精神に至つては、二者全く同一なることが感知せられる。唯だ產業組合は養蠶組合に比照し、形態上其組織區域が大なること、組合員の業態を異にしてゐること、及び法人格を具へたる社團たること等を特異點とするに過ぎない。換言すれば、兩者質的に何等渝る所なく、量的範域を異にすると言ひ得るであらう。從ひて養蠶組合の觀念や組織形態やは、產業組合のそれに準據して之を究明し得る。

察するに產業組合の觀念は、學者に依り定義せらるゝ所頗る多岐に亘り、一律に規し難い憾みがあるが、彼是綜合すれば『組合員の生活及び經濟の改善を謀り、延いて國民經濟の發展及び社會の進歩を促すことを共同の目的となし、而して之を達する爲めに相協合した彼等個人の協同團體である』と稱することが出來る。[2] 依つて此の意義を養蠶組合に移して見るならば、養蠶組合とは『養蠶家が共同の目的——蠶作の安定及び繭質の向上を謀り、依つて以て各自の生活及び經濟を改善し、併せて國家社會の進歩を期すること——を達成する爲めに、互に相團結した彼等の協同團體である』と言ひ得るであらう。

養蠶組合成立の一動機は冒頭に一言したであらうやうに、農蠶業の本質上、資本主義應化に淵源してゐると云ふものゝ、全然資本主義に代位せんとするものではない。寧ろ其眼目とする處は、利潤を獲得せんとするに存せず、經濟的物質主義より離脱し、經濟が道德と合致し、物質的利益が愛と融合する極致に迄向上せんとするに依存する。換言すれば組合運動は『他を助くると共に自己を助け、總ての階級の人々を抱擁し、階級鬪爭を殲滅せしむる底のもの』でなければならぬ。[3] 依是觀之、養蠶組合の特徵と使命とは株式會社が利潤の獲得を唯一絕對の關心事とするに比較し、天地霄壤の差異あるを知るに難くない。

猶ほ此處に同じく養蠶業に交涉深き『農會や同業組合等』と養蠶組合との異同を瞭らかにして置く必要がある。農會や同業組合やも養蠶組合と齊しく公私の經濟的殷盛を誘導し、社會に福祉を賦與する任務を有つてゐるが、併し之等は後者の如く現實に業務を遂行する特色を具へてゐない處に、兩者の差異が窺はれる。私は同業組合や農會やの如く、消極的なる特徵を具へてゐる團體を『指導團體』と稱し、養蠶組合や產業組合の如く自助的積極的特殊性を具有する團體を『實行團體』と呼びたい。今其內容を點檢するならば、指導團體とは自ら手を下して現實に業務を實行することなく業務上の弊害を矯正し、生產物の品質惡化を防止し、依て間接に事業の發達を促し、併せて公益事業及び個人の經濟的進歩を誘起することを本然の目的としてゐるものである。然るに之に反し、實行團體は組合員をして自ら產物の改善を圖らしめ、依て其實益を增大せしむることを窮局目標としてゐる自治的機關である。

更に一步深く之を敷衍すれば、農會や同業組合やの如き指導團體の經濟政策上の任務は『私人をして其經濟上の活動を爲さしむるに就て、其方針を示し、其道筋を敎へ之を啓發し、之を指導し、之に奬勵を與へ、又之に警告を與ふる等消極的作用を施すを以足れりとするものである。各個人はその指導敎示に基いて『自ら積極的自發的に自己の產業を勵み、其向上發展』を謀るべきである。卽ち各個人は自己の業務や經濟やを發達せしむる爲めには、自らの行爲と努力とに由つて、之を自助的に爲すべきで

あつて、指導團體は唯單に彼等の自助的努力を扶け、それに指導を與へ、業務遂行上の障害を除去し、其道筋を平坦にし、其進歩を促す手段を講じ、其往くべき方向を教示するといふ謂はば補完的役割を演ずるに過ぎないものである。[4] 實行團體たる養蠶組合に於ては、各個人の業務と組合の業務とは、不可分の同時的關係、即ち個人の業務の集積せる有機的關係に在るから、組合が積極的なる自らの行爲と努力とに依つてその使命を達し行くべきや論を俟たない。

以上之を概觀するに、養蠶組合は自助的團體であつて、利己的機關でない。之は他人を扶くると共に自己を助けむと欲し、更に他人をして他人を扶けしむる人々の自助的の機關である。或は又之は、產業機關であり、同志者の運動であり、相互扶助の精神に立脚して各自の經濟的發展を期し、併せて德性の向上を謀る活動的機關である。

(1) 農學士　佐藤寛次著　產業組合講話（大正10年）11—14頁、
(2) 法學博士　松崎藏之助著　同上、248—249頁
　トトミアンツ著、井田孝平、原口健三郎共譯、產業組合原論（大正15年）32—51頁
(3) トトミアンツ著、同上、序5頁
(4) 法學博士　河田嗣郎著　農業倉庫論（大正12年）324—334頁

3. 組合確立の根本要件

株式會社の設立要件は物的なる資本の醵出に存し、養蠶組合は人を資本とし、人はまた誠心を醵出して各の資本となし（Capitalisation of Honesty）以て組合を構成し、之を維持發展せしむべきものなることは、前項に於て研究した通りである。從て組合の存立を確保し、其目的を達成するの要訣は、實に『組合精神』を涵養するに在りと言はねばならぬ。唯漫然と模倣的又は形式的に組合を組織したのみでは、各人の產業の狀態を改善し、國家社會の發展に寄與すること難く、隨ひて疲弊しつつある農村社會に光明を與ふることは出來ない。產れ出た組合を完全に哺育し、健全なる發育を期待する爲めには、確固不拔の組合精神を之に植え付けるを第一要務とする。魂の這入らぬ組合は、畢竟、偶像に等しきを思ふべきである。

さればとて組合の向上發展は、獨り組合精神を培ふのみを以て、之を招致し能はざるは異論のなき所であるから、組合の機構幹部の選擇、規約の合理的制定等形式的補充的條件を整備することが必要的意義を有つや勿論である。唯だ組合確立の根本的決定的要件は組合精神の涵養に依つて規制せらるゝと云ふのみ。而して此の精神の缺除は折角の企圖を畫餅に歸せしむ。協同を以て農蠶業疾患の萬能藥と考へてゐる人々にすら此の精神の重要性は往々輕視され勝である。私は或る意味に於て組合經營の合理化は、一に該精神の存否に係て決定さるるものなる事を固く信ずるが故に、本項には繁縟を厭はず聊か詳細に之を研究して見たいと思ふ。今組合精神を便宜上分析すれば、

主として相互扶助の精神と自治的精神との二要因に類別する事が出來るであらう。[1]

（イ）　相互扶助の精神（協同の精神）[2]

總て團體運動の成功には、協同一致の精神がその前提要素を形成する。此の精神を抱き之が實現の意思を喚起するに非らざれば、所詮協同の目的を達し得ず、從ひて該團體の健全なる發展を期待する事は出來ない。而して相互扶助の精神を培養するに就て、相反的關係に立つ德性は『利己主義の精神』であつて、この精神は團體運動に於ける執拗なる癌と稱される。利己的個人主義的の人物に採つては、その通有性として、他人と妥協するよりも、愉快にそして有効に協同する事は兎角困難な事である。組合經營に成功する組合員は、協同動作に對して屹度熱心である。かゝる利他的の人々は絶えず團體の發展を祈願しつつ働らき、而も共同作業を常に私事と同樣に考へてゐる。換言すれば彼等は眞實の "mutual helpfulness" の態度を以て協同し、人類の幸福を齎らす事に精進する。[3] ところで我國の實際の實情を親しく研究して睹ると、我國民には各自一個の利害打算で行動する『利己的性癖乃ち一人一個の存念』を持つたものが非常に多い。就中、古來からの經濟制度と社會的慣習とに因り、農民にこの種性癖洵に顯著なるものがある。卽ち彼等は社會生活一般に就て餘りに無關心に過ぎてゐる。

現代の經濟社會は、交換の機構を以て特色付けられてゐるが、農民は太古からの惰性と業務の本質關係とから、今尙昔時の自給自足經濟關係の統制から完全に離背してゐないと云ふ狀態に座してゐる。(註二)　この自家消費の爲めの自己生產てふ自覺が一種の慣行となつて、遂に農民をして意識的にか、或は無意識的にか個人主義的道德觀——利己的道念——を保持せしむるに至つた。農民は自分の業務を自ら獨立に經營しそれで兎も角生計の道を樹てて往くに差閊ない程度の財貨を生產し得るから、他人との協力を要せずとなし、進步發展を憧憬れず、保守に流れ、軈て一人一個の唯我獨尊的存念が瀰漫し、共同的の觀念が極度に稀薄となつたのも自然的なるやにも考へられる。彼等の具有する個々の具體的性癖を拾象するに、彼等の全生命を支配するものは『人は人也、我は我也』との利己的存念である。[4] 勿論彼等は積極的に他人の利益を踏み潰すといふやうなことはないかも知れないが、少なくとも他人や團體の利益の爲めに自己を犧牲にし、或は自己の不便を忍ぶと云ふが如き利他的訓練を缺いてゐることは瞭に之を觀取することが出來る。(註三)

註二　昔時の自給自足經濟の農業、引いて今日も尙ほ其俤を留めてゐる所の小規模農業に於ては、それが自作農たると、小作農たるとを問はず、業務は依然一家の必要とする所を充たす爲めに行はるゝを第一要義とし、そして一家消費の剩餘產物が市場に供給されるを以て原則とするから、その自給主義的の色彩を帶べる小農業（家族經濟）に在つては、多く他人との共同を必要としない。

註三　農民が個人主義であり、保守的であり、從ひて互助の精神に乏しいと云ふことは否定す

ることの出來ない事實であるが、然し一方に於て彼等に日常の鎖事に就て隣保相扶くると云ふ洵に掬すべき情義あることを忘れてはならない。之等二相面の道德觀を要言すれば彼等は社交方面に長じ經濟方面に劣るとの命題を與へ得るであらう。

偖て嚮にも屢叙説したであらうやうに、農蠶業の指導的關心は先づ組合運動を誘發するに在る。而して組合を確立發展せしむる爲めには、利己主義を排擠して相互扶助又は協同の精神を喚起せねばならぬ。然るにも不拘、農民一般は久しきの慣行上容易に拔くべからざるの個人主義的道念に惰してゐる。從ひて今や彼等は經濟的成功を贏得する爲めに、利己的態度を捨てて協同一致の領域に這入るか、將又飽迄個人主義的弊習を固執するか、乃ち右すべきか左すべきかの十字街頭に立つて躊ふてゐる。乍併當今の聖代に於て、人は人也我は我也との觀念から自己の仕事をば之を自力に依り成し就げたと云ふのみでは、未だ以て廣く社會的に偉大なる人類の義務を果したとは申されない。之を經濟的活動に就て言ふならば、自己の消費する以上に生産するでなければ、自己を富まし國富を增進し得ざるは勿論、その人の人間價値は所詮零だ。社會の構成員が悉く相當なる利他、相互扶助を喚起することに依つて、甫めてその歸屬する團體或は社會を限りなく發達せしめ得る。彼の碩學 Kropotokinは『人間の道德的發達に採つての最大な要素は、鬪爭でなくして相互扶助であり、此の相互扶助が出來る限り擴充することは、人類最高の進化にとり最善の保障である』[5] と教へてゐる。寔に至言であると言ふべきである。昔時『五人組制度』に於ける組合員が、如何に相互扶助の精神に篤かつたかは『組合は五本の指である』と稱したるに據つても之を察知することが出來る。私は敢て無條件に昔時の狀態に心醉するものではないが、物質的經濟を理由なく謳歌する秋に方つて、も少しかゝる和睦協助の精神復興を望むこと必ずしも徒爾であるまい。

養蠶組合晩近の發展趨勢は、其數實に二萬有餘の多きを算し、[7] 數量に於て決して尠なしとせず。併し遺憾乍ら、其質的充實の點に至つては未だ樂觀を許さない。卽ち形骸のみは一個の組合の體を成してゐるが、肝心の組合精神が充溢してゐない爲めに、そが本然の効果を擧げ得ないのみか、弊害を釀してゐる傾向すら窺はれるのである。之れ組合員の利己的精神に緣由せるものと言はねばならぬ。譬へば組合に於て蠶作の安定、繭質の向上を謀る手段として、養蠶技術者を設置し、之が報酬分割負擔の共同的義務を定めたりとする。此の場合一人にてもその出捐を拒むものがあるならば、一人の負擔の限度に於て其累が他の組合員全部に迫び、時には組合の結晶力に破綻を生ぜしむることすらある。模範組合と謳はるる組合が、常に好成績を擧げ、依つて所期の目的を達し、福祉を齎らしてゐる所以は、申合せ事項の實施に向つて忠實に協力一致して當つてゐるからである。反之、組合員一般に利己の念慮强く、何事に就き協同一

致の步調を保ち得ざる組合に在つては、違作者簇發し、成繭は品質劣惡に、成績不良の悲哀を嘗めてゐるは事實に徵して瞭かである。

既に說明せる如く養蠶組合は實行團體であるから、各組合員夫々の成績が累積結晶して該組合の成績を形造る。若し組合員中一人にても不良分子があるならば、組合の實績は擧らず、從ひて之を優良組合と稱することは出來ない。だから組合員にして自己を益し、團體を利さむとせば、不斷『己一人孤立でない』と云ふ考へを須臾も忘れず組合構成員としての責務を完全に盡すべきである。自分丈け旨く遣つて往けば好いてふ自己滿足に止まり、他人の苦痛をば敢て顧みないと云ふ我利々々主義は、組合の統制を紊し、團體の利益や秩序やを破壞するものである。團體的活動に在つては、共同行爲の方針を規定するに、普通總構成員の票決に依る。此の場合團體員は自己を棄て過半數の決議に忠實に順はなければならぬ。之に服從する道德、換言すれば『團體の利益の爲めには、自己の鎖細なる利益を犧牲とするも敢て厭はぬ』といふ犧牲的精神がないならば養蠶組合の如き民主的團體の發展は絶對に之を期待し得ない。[8] 廣く『一人は全體の爲めに、全體は一人の爲めに』(each for all, and all for each) との標語は組合確立に向つての金言だ。[9] 社會各成員の協力に依つて社會的不正義を除去し、正義を恢復し、社會的利益を確保せんとして、近時頻りに提唱鼓吹される『相互責任卽ち社會連帶主義思想』[10] (Mutual responsibility, Solidarity.) も亦同一趣旨に座するものである。

次に注意すべきは、各組合員間には貴賤貧富の別によつて其權義に輕重がないと云ふこと之である。養蠶組合は實行團體であるから、其成績を擧げる爲めには、之が成員各個の業績が揃ふて向上することを前提的條件とする。だからそのことに向つての各組合員の努力精勵は、貴きも、賤しきも、富者も、貧者も其品質に於て『無差別平等』でなければならない。一人でも違作者があれば、それはその限度に於て組合成績に影響を及ぼすに至る。一體有機的團體に於ては、その活動の共同結果に對して、何人が最も多くそれに貢獻したるやを具體的に擧示することは出來ない。恰も30なる結果を生產するに5と6との兩因子が共力して、無差別平等の貢獻を爲したるが如きものである。[11] 卽ち量的——貧富——の相異はあるが、質的——人格的——には聊も差別がない。產業組合に於て、一般に各構成員の票決權を絶對公正ならしむるが爲めに『一人一票主義』(one-man-one-vote.) を採用してゐるのは、蓋し如上の思想に基いてである。[12]

（ロ） 獨立自治の精神

組合を確立するに緊切なる相互扶助の精神と相俟つて、臺石となるものは『獨立自治卽ち自助の精神』である。自己の爲すべき業務をば自力を以て之を實行し、他人に

迷惑を及ぼさず、徒らに他人の保護に縋らざる態度を導く精神之である。社會的生活に於て、この精神を培ふことは頗る肝要なことであつて、若し他人委せの根性を以て之に臨む場合には、その社會の活躍發展は得て望まれない。協同と自助とは組合振作の楔機であつて、兩者は實に唇齒輔車の依存關係に立つてゐる。『厥職に忠に厥業に實に』(Loyality) とは、畢竟この精神を象徴せるに外ならない。[13]

乍併ともすると世の人々は『共同の精神と自治の精神との適從を誤る』傾向を具へてゐる。各組合員が自助の精神を喪ふに至れば、協同心は變じて依賴心に惰し、又反對に相互扶助の精神を沒却すれば、其結果利己心に流れる。組合員一般が組合長や幹部やに委せ切りの態度を持し、自助的活動を爲さざる組合多きを見る。之れ兩精神の眞正なる涵養を怠り、その運用を誤つたに起因せるものと言ばねばならぬ。

由來、我國は前述の通り餘りに個人主義的であると同時に、此の自助の精神に乏しい。言ひ換ふれば、彼等は或る意味に於て餘りに個人主義的であり、又或る意味に於て餘りに個人主義的でない。過去六十年間に於ける我國の進歩は史上稀有の事實であつて、世界の驚異とする所であるが、其進歩は殆んど政府の指導誘掖に因ること多くその餘風今日に迨びて、國民一般に自主獨立の精神に缺けてゐるは蔽ふことの出來ない事實だ。[14] 製絲家の不景時に於ける醜態は洵に此の典型的のものである。好景氣時代には我がもの顏して、空に嘯ぶく傲岸たる態度であるが、一度不景氣來に接するや恰も窮鼠の如く悲鳴を擧げ、國家に保護を歎願すると云ふ有樣である。其の項目に曰く帝蠶會社曰く低利資金の融通、曰く何々等は、何れも自助自制を缺いた爲めの所產だ。現代は立憲政治の世の中であり、普選も既に實施された聖代である。更には郡制も廢止され、國民一般に自助の精神に立脚し、名實共に市町村自治團體の機能を華々敷く發揚すべき秋となつてゐる。それにも拘はらず、昔日の如く自己の經濟的活動に對し、徹頭徹尾國家や公共團體やの保護をのみ之求むるてふ氣慨なきことでは、安ぞ社會的必要が產んだ組合を圓滿堅實に發達せしむることが出來やう。國家的の立場からすれば、單に養蠶組合の成員としての德性を磨くことは、實は鎖事に過ぎないかも知れないが、善良なる組合員としての人格は、軈て國民としての德望を高め彼是交互的好影響を與ふる。西諺にも言はずや『人自ら助くれば天之を助く』と、豈緊緯一番せずして可ならむや。

西洋諸國民、就中英國人は非常に好く此精神に徹底してゐる。彼等は餘程重大なる事象でなければ、その救濟を國家に求めないと同時に、如何なる小事と雖も、苟も社會公正に反するものなりと信ずる場合には、飽迄その是非を爭ひ大衆福祉の爲めに躊躇逡巡する所がない。又民衆一般に向つて、積極的に有利なる事態との心證を得れば彼等は自力に因つて政府を誘導し、社會的に必須なる制度や法規やを編成せしむるて

ふ絶大なる自覺を有つてゐる。然るに我國に於ては如何かと言へば、彼の自助的なるに反し、何事に就き大衆一般に有利なるや否やを問はず、恒に政府に引摺られて往く傾向が顯著だ。例へば法律制定の如きも、民意の結晶が之を導くに非らずして、一部識者の想定に成る有樣である。廼ち彼に在つては自立的であり、我國民は他動的なるの命題を產む。近時當局の奬勵に基いて『乾繭裝置や繭倉庫』が設置されるの機運を釀した。洵に結構なる施設たるを失はないが、併し私は之に大なる望みを囑さない。何故なればこの理由は蠶絲といふ一商品の本質からも歸納されるが、最も根本的には之等設立の動機が直接利益を享受する養蠶家の自助自覺に根柢して產れ出たものでないからである。如斯我國には民衆一般の自覺に基いてでなく『天降式官僚乃至政黨者流の自己滿足の惡戲』から施設される不急の土木が頗る夥い。治者も被治者も熟慮猛省すべきであらう。

明治維新のあの鴻業が大成された原因を溫ねて見ても、如何に國民一般に自助自覺の念が必要であるかを知ることが出來る。それは大化の改新や建武中興やとは大いに其趣を異にしてゐる。之等の革新は政治上の必要や小數識者の大義名分から生じたものであつたが、明治の維新は社會各方面に其の思想が浸潤し『一般國民を背景』として行はれたものであつた。卽ち改革が『國民の自覺』に依つて行はれたと云ふ特色がある。今『慶應四年京都大阪出張之記』の『世上形勢書の事』を開くと『元弘の復古は上の思食より出でたる事にて、下萬民の心より起りしに非らず。然るに此度の復古は之に反し草莽より勤王の論起り云々』と記しあるを見ても、萬民の自覺が如何に革新に必要であつたかを知るに足るであらう。[15] 故米國大統領 W. Wilson 氏は曾て『國民の更新は頂部から來るに非らずして、底部から來る』と說いた。[16] 蓋し萬事の進步發展は民衆の自助自覺に淵源して將來されるものなることを敎示してゐる。

養蠶家が組合を通じて事業を運營するに當つても、道理に渝りはない。此の獨立自助の大精神を礎石となし、『協同の業務を有効ならしむる爲めには、それを自發的に行はなければならぬ』[17] 組合が共同催青を爲すに當つても、稚蠶共同飼育を爲すに就ても、共同的に病蟲害の豫防驅除を施行する場合にも、或は繭の共同販賣に於ても、之等を實行する動機が天降式他動的のもので、這間自助自覺が缺除してゐるならば、當然生ずべかりし効果を十分捉み得ずして好機を逸するであらう。奬勵された事柄でも、自己創案に成ることでも、良いと云ふことには、何等變りない筈であるが、そのことを十分自覺して施爲すると、强制されるままに餘儀なく之に當る場合とを照應するに其成果に於ては、甚敷い相異を招致するものである。鑑みるに前者に在つては意識して自發的にことに當るが故に、その態度は眞劍であり、魂の入れ處が異り、隨ひて愉快に作業を爲し得るからである。

第二項に於て一瞥した如く、養蠶組合は協同自治の組合精神を基本とせる實行團體であり、農會や同業組合やは單なる指導團體であるから、各厥の職務を盡すに當つて其分限を誤らざることを注意すべきである。指導團體が其任務を超越して各個人從ひて養蠶組合が自助的に爲すべきことを引受けて之を爲し、或は後者が座してその救護に與らむとするが如きは決して事業を恒久的且つ堅實に伸展せしむる所以でない。各が自己本然の任務を忘れ爲すべからざることに迄干與し、又他の保護に縋るべからざるを敢て之に依賴するが如きは、大成を期し却つて各個人及び該團體の存在の原義を無視し、自治を傷け、其脚力を鈍らし、遂に彼等をして立つ能はざるに墮さしむるに至る。(註四)

註四　自覺を喚起せしむる根本的方策如何に。私は當面の問題として(1)農業の經濟的發達は業務の本質上協同組合に依るに非らざれば、絶對に之を實現し得ざること、及び(2)農業はその勞働藝術的なるに反し、工業に於ける勞働は人格を無視した機械の奴隷であると云ふことを理解せしむることに由つて、その培養に資することが出來ると思ふ。

以上之を要するに、養蠶組合は個人の自助的協同組織であつて、一種の自立的團體であるから、其存立の基礎をば之を協同と自助とに置かねばならぬ。聊か高等動物の各器官と個體との關係に喩ふるなら、各器官が各異なる作用を爲しつつ互ひに依存關係を結び、全體の存在に貢献してゐるが如きものであつて、各器官の協力と自存との機能宜敷きを得ば、個體は恒に健康を維持し、限りなく健全なる發育を持續し往くものである。組合團體に在つても、各組合員は克く自己の任務を自覺し、協力一致し、業務に忠實であるならば俱に福祉を求むること難くない。養蠶家は『飼育すること、桑園の肥培管理を爲すこと、上族改良を爲すこと、生産物の販賣及び桑苗肥料の購入を爲すこと等』は、自助的に或は共同の力に依つて之に當り、國家や市町村や農會や同業組合やの手に委ぬべきでない。[18] 又國家や農會や同業組合やも、直接かゝる實行業務に迄干與し、徒らに彼等の自助的發展を阻害することなきやう注意すべきである。Adolf Buchenberger 氏が『國家の干涉的活動は、常に私人の經濟的活動を補充し得るに過ぎないのであつて、各農民の奮鬪的活動に決して代り得るものでない。却つて寧ろ農民の自助は國家的援助と並行すべきものである』[19] と敎へてゐる。洵に我々農民活動の標識を擧示して餘韻がない。

(1) Theodre Macklin, Efficient Marketing for Agriculture. 1924. p. 250
(2) 松崎博士著、同上　249—258頁
　　トトミアンツ著、同上　62—82頁
(3) T. Macklin, ibid., p. 251.
(4) 法學博士　河田嗣郎述、農民心理と時代思潮（改造大正13年10月）
(5) T. N. Carber, Principles of Rural Economics. 1911.p.274.

(5) クロポトキン著 室伏高信譯、相互扶助、230—235頁 (P. Kropotokin, Mutual Aid. 1902)
(6) 法學博士 穗積陳重著、五人組制度論 (大正10年) 84. 285—298頁
(7) 農商務省農務局編、養蠶に關する組合調査 (大正13年)
(8) Beatrice. Potter, The Co-operative Movement in Great Britain. 1920. p.36
(9) H. A. Silverman, ibid. p.214,
(10) 增井幸雄述、社會連帶主義に於ける任意的組合運動(社會政策時報、大正14年2月)
(11) J. S. Mill, Principles of Political Economy. 1920 p. 26.
(12) T. Macklin, ibid. pp. 254—255.
(13) H. A. Silverman, ibid, pp.212—213.
T. Macklin, ibid. pp. 251—252
(14) 東洋經濟新報、昭和3年1月28日、8頁、同3年9月29日. 8—9頁
(15) 經濟學博士 本庄榮治郎述、明治維新の鴻業が大成されたる原因 (經濟論叢、第25卷、第5號)
(16) 農學博士 那須皓著、農村問題と社會理想 (大正13年) 84頁
(17) 法學士 美濃口時次郎述、米國に於ける消費組合經營の現狀 (社會政策時報、昭和2年、9月)
(18) 農學士 佐藤寬次補譯、農業振興と產業組合 (大正4年) 387—388頁
W. H. Warman, Agricultural, Co-operation in England and Wales. 1922. p.3.
(19) ブツヘンベルガー著、八木學士譯、農業政策、83—86頁 (Dr. Adolf Buchenberger, Grundziige der deutchen Agrarpolitik. Berlin. 1899)

4. 組合の形式

組合の形式は其見方に依つて種々に分類することが出來るであらう。今組合幹部の數に着眼して之を分類すれば大體『塔形組合、鼎形組合及び礎形組合』の三種となすを得。[1] 之等組合の特質を分說すれば次の如くである。

(イ) 塔形組合 とは組合長一本立の組合のことである。組合長が熱心にして且つ精力絕倫の努力家で、而も獻身犧牲的の人物であるならば、組合は一時は相當に發達して往くが、然し甚だ危險性に富む。組合長と雖も生身を有つた感情の動物であるから何時疾患に罹り、又見解の相異を生じその職を退くかも知れない。かゝる場合その組合は宛然大洋上に羅針盤を失つた船舟の如く、直ちに瓦解するの危險を免れない。

尙ほ此の種の組合に在つては、一般組合員が凡てを一切合切組合長に委せ易いから組合の事務を辨識せざるに至る。加之、組合長一人にて樞機を握つてゐる爲めに、動もすれば專斷獨裁に流れ、延いて肝心な自助力を減殺せしめ、產業の民衆化を破壞するに至るであらう。

かかる組合は、實は、初步的原始的の形態に屬するものであつて、嚴密の意義に於ける組合と稱し難い。

（ロ）鼎形組合　此の形式の組合は前者よりも稍進化したものであつて、恰も鼎の脚の如く專ら組合長と二三の幹部とが組合の中心となつて働くと云ふ組織である。現存せる養蠶組合は概ねこの範疇に屬すると言へやう。鼎形組合は組合長一本立の組合に比し、一層堅實鞏固ではあるが、未だ以て恒久性を具へてゐると稱し難い。若し何等かの故障が起り、幹部の一人に缺員でも生ずるやうな事があると組合の龜裂は其處から生じ來る。鼎の脚が一本缺けると、それは既に役目を果し得ざるに至ると同樣である。

鼎形組合ではこの種缺點を補苴する爲めに、絶えず幹部たるべき後繼者を作り、現任者の一人が辭任する場合には直ちに之を補充するやう心掛けねばならぬ。何れにしてもこの組織の下に在つては一般組合員の自覺と自助力とを振作するに徹底を缺く憾み多く、隔靴搔痒の感なきを得ない。

（ハ）礎形組合　養蠶組合の模範的形態は、この範疇に類別される。玆に『礎形』とは、家の臺石のことである。如何なる種類の柱材を問はず、何れも夫々それに照應する礎に據つて立つてゐる。又その礎は夫々その分に應じて責任を負擔してゐる。而して全體として家を支持する責務に至つては平等で差別がない。

玆に謂ふ礎形組合は當該組合員が一家の礎の如き役目を勤めてゐるものであつて、彼等は平等の權義を擔ひ、自己の分を盡し、相互の福利增進を期してゐるのである。卽ち各組合員は共同の目的を達する爲めに協力一致し、互に相扶け、獻身犧牲的の精神を以て精進してゐる。我々の理想とし要望する組合は當に此の形式のものでなければならぬ。

依是觀之、養蠶組合は塔形組合から鼎形組合に、鼎形組合から礎形組合に進化し、玆に甫めてその基礎を鞏固にし、所期の成果を完全に收め得るに至る。現今模範組合と稱されるものであつても、この理想の極致に到達したものは、蓋し稀である。組合長や幹部やの熱心と犧牲的奮鬪とに促されて、成績を擧げてゐる程度であるから、前途大いに開拓の餘地が殘されてゐる。

各組合員が協同自助に徹底するに至れば、その時には既に礎形組合としての要因を孕むでゐる。從ひて此の域に達すれば、實質的には各組合構成員は均しく幹部である。事務の統制上、組合長を定め、幹部を選任するも、それは業務分擔の便宜的仕組に過ぎざると思へ。だから一般組合員は自己に關する限度の共通事務をば、之を組合長乃至幹部を通じて爲すこととなる。組合長や幹部やは、献身的犧牲的の態度を以て、厥の職務を全ふすることに盡すべきであり、又組合員は夫々その分に應じて、自己の爲すべき業務を忠實に遂行し、申合せ事項を嚴守すると同時に、組合長や幹部やをしてその職責を全ふせしむるの共同責任觀を喚起するに努むべきである。

（1）杉山元治郎著、農民組合の理想と實際（大正14年）170—174頁

5. 組合の法律上の地位[1]

産業組合や蠶絲同業組合やは、産業組合法に依り、又は重要物産同業組合法に準じて法律上の人格を具へてゐるが(註五)養蠶組合は今の所之を賦與されてゐない。法人格を具備してゐない團體にも、組合員相互の個人的債權關係を創定せんとする謂ゆる『民法上の組合』と、營利の目的を以て又は學術、技藝、慈善、其他公益の目的を以て組織せられる會社及び各種の社團と同樣に『社團的組織を有する團體』との二種がある。從來養蠶組合は民法上の組合に準じて法上の取扱を受けてゐるやうであるが、私は以下述ぶる事由から『人格なき社團』(Verein ohne Rechtsfähigkeit.)として之を認識したい。

註五、産業組合法、第一條第一項、蠶絲業法、第三十四條。重要物産同業組合法、第六條。

養蠶組合は組合員相互間に於ける『單純なる契約關係』でなく、之は觀念上先づ組織が出來て、然る後養蠶家が之に加入すると云ふ社團である。だから個々の養蠶家相約して彼等の間に債權關係を設定するのとは、全然その趣を異にしてゐる。これ故に養蠶組合は一の社團であり、それ自體立派に社會的存在の意義を有つてゐる。(註六)乍併、前述せる通り現行法上法人格を賦與せられてゐないから、一種の人格なき社團と稱すべきである。

註六　養蠶組合は法律的には組合員の個人的利益を離れた、それ自體の目的と存在とを有つてゐる。隨ひて其財産の如きも、組合目的に捧げられた獨立の財産と見るべきであつて、各組合員の個人的共有財産として觀察すべきでない。

人格なき社團は普通に組合であるとせられ、社團法人と區別されてゐるが、併し社團と組合とは本質上、明確に之を峻別すべきである。今養蠶組合を民法上の組合とするならば『各組合員の出資、其他の組合財産は總組合員の共有に屬し』(民六六八條)そして中途脱退する組合員は『其出資の種類如何を問はず、之を金錢に換算して其持分の拂戻しを請求することが出來る。』(民六八一條第二項)又民法は組合を契約關係となし、『已むことを得ざる事由ある時は、各組合員は組合の解散を請求することを得る』(民六八三條)旨を定めてゐるから、各自の個人的利益を保護することゝなる。然し養蠶組合はそれ自體、社會的存在の理由を有つてゐるが故に、民法上の組合と解する時は、その結果非常に不都合なる事態を惹起することあるを忘れてはならぬ。

如上、社團はそれ自體社會的の存在であるから、法律を俟つて甫めて存在するものではない。唯だ法律は或る社團には法律上の人格を認め、他のものには之を認めないてふ差別あるに過ぎない。

然らば人格なき社團の法律的關係は、現行法上如何に之を解釋すべきであるか。之

に付ては定款其他の事實に基いて、當該社團の會社的實體關係を確認したる上、之に相應すべき法律的取扱ひをすれば好い。而して法の適用は、人格ある社團に關する諸規定中、社團的特質から生ずる規定の主旨を斟酌して之は解明すべきである。(註七)

註七、從來法人格を有せざる養蠶組合の法的解釋は、民法上の組合としての立場から之を取扱つてゐた。その要旨は大體かうである。養蠶組合は法律上の人格を具有してゐないから權義の主體となり得ず、隨ひて組合としての財產を有し、名稱と事務所とを有し、且つ組合の名義を以て取引や訴訟を爲す權限を有つてゐない。譬へば養蠶組合が組合員の出資其他の事由に從つて財產を積んでも、それは組合の財產となり得ないで、總組合員の共有となる。又組合が他人から其の名を以て資金の借入を爲すも、實はそれは組合自體の借欵でなく、總組合員の連帶債務たるに過ぎないのである。

次に養蠶組合が法人格を具へざる爲めに生ずる不利、不便及び其對策に就て若干の攷察を加へて見たいと思ふ。

(A)　組合自體の訴訟當事者能力。

民事訴訟法第十四條により、人格ある社團は當然自ら訴訟當事者たり得る能力を具へてゐるが、人格なき社團たる養蠶組合は、原告としても被告としても、現行法上必ずしも其能力を有つてゐない。だから法理上は業務執行者——組合長——が代表者として原告又は被告たる場合に於ても、組合そのものゝ代理人たり得ないのである。併し人格なき社團と雖も、之を實質的に攷へるならば、或は社團自らの名義に依り其代表者を機關として、又或は社團の代表者たるの資格を有すれば代表者個人の名を以て訴を起し又訴へられることが出來て然るべきであると思はれる。

從來人格なき社團と雖も、特定の法規に準據して組織せられたる場合には——特に會則等に會長を以て其社團を代表せしむべき規定の存する場合には、——會長はその權限に基き會長の名を以て、訴を起し又は訴へらるゝ事を得と云ふ判例がある。(註八)けれども人格なき社團が養蠶組合の如く所謂最寄組合的のもので、何等特別の法規に依つて組織せられたものでないならば、自ら訴訟當事者となる爲めには、特に法律に依つてその資格が賦與されなければならない。

註八、明治二十八年十月三日、大正四年五月二十六日、同年十月六日大審院判決例。

抑も人格なき社團は、社會の必要が自然に產み出した所の現實なる社會的存在であるから、單に特別の法規に基いて組織されたると否とに由つて、或るものには訴訟當事者能力を認め、他のものには之を認めずと爲すは、甚だ妥當を缺く制度と云ふべきだ。此の點に就て改正民事訴訟法は、第四十六條に於て『法人に非らざる社團又は財團にして代表者又は管理人の定めあるものは、其の名に於て訴へ又は訴へらるゝことを得』と規定してゐるから、今後この種の弊害は餘程除去されるであらう。

(B)　組合の財產其他の權利の所有主體。

養蠶組合の財產は、組合そのものゝ目的の爲めに獨立して存在してゐるものであつて、組合員の共有に屬すべきものでない。然るに人格なき組合は、自ら該財產や其他の權利やを有ち得ないから、法律上の形式としては、組合長個人の名義を以て、之を保管せねばならぬ。又財產中特に動產の如きは、組合財產たることは明瞭であつても法律の形式上何人の所有なるか、之を適確に識別するは容易でない。ところで組合財產が組合長其他の名義となつてゐる場合に於て『其組合と組合長との間の信託關係は全く道德的のものに過ぎなくて、第三者に對する關係に於ては、法律によつて秋毫も保護されてゐない。だから組合長其他の名義人個人の債務の爲め、其債權者に依つて組合財產が誤り差押へられた樣な場合に在つても、組合は法律上その財產の自己の所有に屬する事を主張して『執行異議の訴』(民訴五四九條)を提起することが出來ない。

(C) 養蠶組合と其代表者との間の信託關係。

組合長が組合の爲めになしたる行爲は、それが法律行爲たると、不法行爲たるとを問はず、總て組合に影響を及ぼさねばならぬ。だが組合は法人格を具へてゐないが故に直接法律上權義を取得するものは、組合の爲めに當該行爲を爲した組合長に過ぎない。譬へば組合長が肥料代を組合の爲めに負擔したる場合に、其義務は同じく組合の義務たるに相異ないが、債權者が債務不履行の場合、法律手段を採るに就ては、組合長を被告として訴訟を提起し得べく、而して或る場合には組合長或は其他の名義人個人の財產に向つても强制執行を爲し得るものと解される。

併し、現行法上組合長及び其他の名義人と組合との信託關係は、第三者に對して保護されてゐないこと嚮に述つた如くであるから、名義人の私債權者は『信託關係を否認』して其組合財產をも差押へることを得。又反對に組合の債權者は其債權の滿足を得るために形式上組合財產なるものは——たとひ實質上は何人の名義になつて居つても——總て『信託關係の存在を是認』して、之を差押へることが出來るのである。

養蠶組合が法人格を具有せざるも、其發展過程未だ幼稚なる場合には、さしたる差閊はないが、その進步が顯著となるに連れて漸次種々なる問題を惹起し、不利不便を助長するや瞭かである。依つて我々は何等かの補短策を講じ、組合活躍の條件を完備することに努めねばならぬ。次に之が救治策を一瞥するであらう。

(A) 養蠶組合法の制定

養蠶組合は今や其數二萬を突破し、其社會的存在は歴然たるものである。然るにも不拘、未だ法の保護を受けてゐないが故に、依つて以て被むる不利不便、洵に量り知り難いものがある。組合の代表者が組合との信託關係に立つて餘程社會に信認篤き人でない限り、第三者は進むで之に便益を與ふるに躊躇すること、此の類の一である。何故なれば代表者の道德上經濟上の故障から、債務履行能力を缺くに至れば、第三者

は制度の不備から不測の損害を蒙むることがあるからである。以前からこの不安と不備とを避ける一手段として、債務關係に於て『連帶債務の形式』を採用してゐる。併しこの方法による場合には手續が頗る煩鎖となつて來るから、組合經營上有効なりと信ぜられた施設も、遂にはその緒にすら付かず、暗から暗に葬られ好機を逸することは兎角あり勝のことである。

國家は凡ての人間に對して平等に私權の享有を許し、法律上の機會均等を作り與ふべきだ。此の命題は社會の必要が自然に產み出した養蠶組合に就ても、齊しく妥當するものであつて、それが法人格の賦與を欲する限り、之に私權の享有を許し法律上の保護に均霑せしむべきである。同じ實質と効果とを有する產業組合は社團法人として立派に法人格を賦與されてゐるに不拘、獨り養蠶組合のみ取り殘され、その恩典に與らざることは、蓋し解し難き措置と言はねばならぬ。

養蠶組合に法人格を賦與するに就ても、その主張せらるゝ形式多岐に涉つてゐるが就中主たるものは『單行法の制定』を可とするもの『農會法』に據らしむべしとなすもの『產業組合法』に包含すべしとなすもの、或は『同業組合法』に準據せしむべしと主張するもの等々がある。之等に關する是非の檢討は他日に讓るとして、其根本精神に就き一言すれば、私は『極端なる强制的法規の制定を避け、反面に組合員の自助を助成せしむる仕組となし、實際に悖る繁文縟禮的の規定に流れざるやう立案することが肝要である』と考へる。聞く處に依れば、農林省は最近漸くその必要を感じ現行產業組合法を改正し、之に養蠶組合を包攝せしむべく折角立案中であるとのことである。(註九) 遲きと雖も企てざるに如かず、合理的なる法規となつて公布施行せらるゝことを切望して已まぬ。

註九、農林省蠶絲局の法案の骨子は大體次の如くである。

(1) 同業組合に屬するものは現在のまゝとし、

(2) 產業組合法を改正して『養蠶產業組合』を創定する。そして

(3) 蠶絲業關係諸團體の組織體系を『同業組合、養蠶產業組合、製絲組合、蠶絲輸出組合』の四團體とし、之等を『聯合會』で結合し、更に

(4) 現在の蠶絲同業組合中央會に代ふるに『帝國蠶業組合中央會』を以て全般を統一せんとするものである。

(B) 組合と其代表者との間の信託關係の公認

信託關係を法律上公認する制度は、英國に於て廣く之を採用してゐる。例へば英國の勞働組合法に依ると、その組合が自ら希望するならば、登錄を許される。登錄された組合は『其存續期間受託者の名に於て』各種の權義を取得し、又受託者若しくは組合規約に依つて權限を與へられた他の役員をして、組合の爲めに訴訟を爲さしめることが出來る。これ故に學者は屢登錄組合を『準法人』(Quasi-Corporation) と呼むでゐ

る。若し我國養蠶組合にして法人格を賦與せられざる場合には此の方法に基き相互の權義を確保する制度を編むも缺陷を除去する一方法たるを失はぬ。

（1）法學博士　末弘嚴太郎著、勞働組合法論、（大正15年）116—139頁
法學博士　鳩山秀夫著　日本債權法各論、下卷（大正13年）296—661頁
法學博士　松本重敏著　契約法論、總論一般契約論（大正12年）296—321頁

6. 結尾——將來の展望

前項迄に叙說して來た所は、主として生產經濟に關心を持つ。蠶絲業界に於ける諸汎の技術上經濟上の研究或は調査も亦、凡て生產經濟を唯一の對象として爲されてゐる。私は我々の社會的經濟的の立場を合理的ならしむる爲めに、生產經濟にのみ力を投入するてふことは、甚だ片手落の態度であると思ふ。自由主義經濟學者の多くが、『消費を以て生產唯一の目的である』と說いたやうに、欲望滿足を目的とする財貨の供用は、洵に或る意味に於て『經濟の出發點たると同時に、又その終點である』と稱し得る。從ひて生產と同時に消費にも一層高度の注意を拂ふの緊切なる多言を要せぬ。

經濟學上消費とは主として最終消費を指し、生產的消費は却つて之を生產論中に配置する學者もあるが、蓋し前者は私經濟的範疇に屬し、純粹經濟學の部門を構成せずと爲すに依る。私は之を廣義に解し、兩者を消費論中に包攝し、消費經濟なる概念を與へる。

今養蠶家が共通的に必要とする消費財及び生產財——生活必需品、蠶種、燃料、蠶具等——を購入するとする。此の場合各自獨立して之等を購入するよりも、協同して之を爲せば、一層低廉に同量同質の財貨を手に入れることが出來、消極的に經濟的利益を擧げ得るは睹易い所である。生產が如何に合理的に行はれても、消費にして拙劣ならば、實質上獲る所は蓋し鮮少であらう。

偖て消費の出發點となるものは、資本主義交換經濟の領域に於ては購買である。されば生產に協同が必要であると同樣に、消費に於ても亦協同の肝要なるは疑のない所であつて、此の爲めに生起した團體は『消費組合と購買組合』とである。諸外國に於ては輓近特に消費組合が凄い勢を以て發展し來り、之が設置なき地方をば『消費組合の砂漠』(Co-operative deserts) と稱してゐる位である。反之、我國に於ては產業組合法制定以外、購買組合の設立を促し、量的には相當發展の跡を留めつゝあるが、然し質的發達に就ては未だ遺憾の點多く、就中純正の消費組合に至つては、その端緒を得たるに過ぎざる程度である。(註一〇)

註一〇　消費組合と購買組合と區別する標準は、主としてその取扱ふ商品の種類に之を求めて

ゐる。前者は最終消費財たる日常生活品を取扱ひ後者は主として生産財たる農具、原料等の販賣を掌る。我國に於ける消費組合は小資本家及び農民の組織する購買組合であつて、消費組合的の購買組合でない。大正十二年内閣統計局の調査によれば、購買組合總數は10.858で、内兼營組合が10,443單獨組合が415と云ふ實勢である。而して單獨組合の大部分は原料農具等の購買組合で、消費組合的性質を有するものは、極めて稀である。又大正13年産業組合中央會で調査した所に依れば消費組合的購買組合は198である。

元來消費組合は工業勞働者間、從ひて都會に發達したものであつて、農業方面への進出は各國とも最近のことに屬する。近代的消費組合の濫觴が「ロツチデール」消費組合（Rochdale Society）に在ることに就ては、一般に熟知されてゐる處であつて、消費組合と云へば直ちに Rochdale Society を聯想させる程である。英國 Manchester 市に程近い Rochdale と云ふささやかな町にあつた「フランネル」工場の職工二十八人が、相互救濟の目的で日用品を販賣する公平なる開拓者（Equitables Pionniers）の組合店舗を開いたのが抑もの創めである。然らば彼等は如何いふ動機から組合を作るに至つたか。それはかうである。「フランネル」工場で株主配當をしたが、勞働者は何等その分配の恩典に浴しなかつた。偶その當時彼等は生計窮乏を訴へて居つたので、其補ひとして再三賃金の値上を要求した。然しこの懇請は素氣無く拒絶されて終つたのである。そこで彼等開拓者は考へた。『境遇改善の手段として、結束團結して資本家に當れば、彼等も亦より迅逸輩固に團結するから、結局他力に依つて勞働條件を改善することは望みがない。だからかゝる他人相手の手段に訴へるより、何か自分達の力を合はせて消極的な互助共榮の爲めの事業を興すことがよい。即ち共同經營の店舗を開いて、生活費を減ずる時は賃金を增加したと同樣な結果が得られる譯である』かくして彼等は遂に相互扶助の團結に依つて、活路を見出したのであつた。

初歩的段階に屬する消費組合は、中間商人を省畧し、その搾取から免れむとする程度のものであるが、理想的の消費組合は相互扶助と非營利主義との下に、組合員協同の日用必需品を生産し、交易し、分配し、利用し、依つて以て物質と精神とを融和せんとする協同團體である。（註一一）だから外國では『消費者協同組合』を表現するに "Consumers' Co-operation" を以てせず、唯單に "Co-operation" と稱してゐる位である。茲に "Consumer" とは物質的消極的なる字義であり "Co-operation" は精神的積極的の意義を含蓄してゐる。此の一連の句を以て見ても、消費組合運動の成功が如何に各成員の『相互扶助自治及び誠實』なる態度に負ふ所大なるかを知ることが出來るであらう。消費組合に就ての考察を更に進むることは本論の目的とする所でないから詳細の研究は之を讀者に讓りたい。[2] ただ茲に消費組合が如何に我々の經濟的社會的活動を稗補する所大なるかに嚮つて、一般の注意を喚起すれば足るのである。

註一一　消費組合の究局發展に就き、大別して二の理論が相對立してゐる。其一は消費組合を以て無產者階級解放運動に向つての手段であるとなし、勞働組合と相聯合し利潤なき社會を建設せんとするものであり、其二は之に反し消費組合は勞働組合と異り階級性を否定し、漸進的平和的に社會を改造せんとする中立性 (Neutralität.) の立場に立つてゐるものとす。前者は消費組合自體を目的となすものであつて、之を支持するものは Göhre, Vandervelde, Weber 等であり、後者は消費組合を以て手段なりとなし、之が代表者は Gide, Müller, Kaufmann, Totomianz 等である。

次に消費經濟に關して重要なるは『貯蓄心の涵養』である。貯蓄は實は將來に向つての消費であつて、直接的なる消費と唯だ時間的に差異あるのみである、人間萬事塞翁が馬で、將來に屬することは何人も之を適確に測り知ることは出來ない。蓋し現時の資本主義經濟の特徴から何時好況或は不況が襲來するや具體的に之を豫知し得ぬ。此の將來遭遇することあるべき逆境に備ふる爲めの消費が卽ち玆に謂ふ貯蓄である。だから人間たる以上、將來を慮り恒に貯蓄心を培ひ、萬一に備ふることは絕對的に必要とせられる。養蠶組合が其規約の一に『玉繭貯金、遠作貯金、繭價調節貯金』等々の名の下に、共同貯金の項目を設け之を奬勵してゐるは、寧ろ當然の施設と謂ふべきである。我々は養蠶組合の發展に就て久しく讃美されてゐる地方にすら、今尙ほ經濟的不安の聲を聞いてゐるが之れ生產經濟のみに專念し、消費經濟に對する考慮を等閑に附したるに基因するもの云へる。

猶ほ將來生起することあるべき偶然的の難に備ふる制度として『養蠶保險』を擧げることが出來る。近時本邦に於て養蠶保險なるものが識者の意識に上るに至つたことは、洵に喜ぶべき現象である。[3] 一般に農業保險は他の保險に比し、保險技術上の困難を伴ふが、併しその可能と必要とは、悛めて論ずるまでもあるまい。唯だ一點根本的關心事を指示すれば、養蠶保險は業務の本質上相互保險に依るを可とする。而してこの組織に基く場合には、先づ會員に高度の相互扶助の精神が要求せられる。卽ち各成員の忠實の德は、養蠶組合を發展せしむるに必要なる根本精神に歸一する。だから養蠶組合をしも確立し得ざる程度の團體的訓練であるならば、養蠶保險は技術上可能であり、且つ絕對的必要な施設であるとしても、到底成功の望みはない。

以上を要約するに、蠶業の合理的なる發展進步を期する爲めには、先づ農民家族經濟の特殊相を理解し、尋で養蠶組合を中心として縱橫に有機的に進出し、資本主義應化の手段を講ずることを第一要義とせねばならぬ。さればかゝる意味に於て購買組合や消費組合やを更に名實共に整へ、進んで之が利用に努むることが焦眉の急務だ。幸ひ目下農林省に於て立案中の養蠶產業組合法なるものが現實化され、法上の人格を取得するのみならず、產業組合法との連絡宜敷きを得るに至れば、一層有効に購買組合を利用するの機會が賦與される譯である。又消費組合も近時賀川豐彥、杉山元次郎氏

等熱心なる闘士の啓蒙運動に依つて、農村にもその端緒を得たるやに聞く。之が合理的なる發展は一般に翹望し祈願する所のものであらう。

斯く觀じ來れば、農蠶業の進歩開發は國家の保護により、又は公共團體等の指導に依つて贏得せらるゝものでなく、結局農民自らの力に依つて建設せらるべきものなることを固く信ずる。從つて養蠶組合も將又養蠶保險も、其他諸多の施設も自らが建設し、自らが哺育し往くべきで徒らに他の保護誘掖に縋るべきでない。そして之が原動力を任ずるものは、相互扶助の精神に自助の精神とであることを忘れてはならない。

（1） Adam Smith, The Wealth of Nations. 1920 p. 233

（2） 協調會編、消費組合論 (Sonniesen, Consumers' Co-operation. 1919)
シヤール、ヂード著、法學士廣瀨圓一郎譯、消費組合論 (Charles Gide, Less Société Coopératives de Consommation. 1904).
法學士　本位田祥男著、消費組合巡禮、(大正15年)
C. R. Fay, Co-operation at Home and Abroad. 1925
Beatrice Potter, Co-operative Movement in Great Britain. 1922
E. A. Lloyd. The Co-operative Movement in Italy. 1925
Sidney and Beatrice Webb, The Consumers'Co-operative Movement. 1921
L. Smith-Gordon and C. O'Brien,Co-operation in Island. 1921
——. Co-operation in Denmark. 1916
Dr. Theodor Cassau, The Consumers' Co-operative Movement in Germany. 1925
Percy Redfern, The Consumers' Place in Society. 1920

（3） 大日本蠶絲會報、昭和3年、2·4.6.7月。中央蠶絲報、大正15年、11. 12月、昭和2年1.2.4月